

2026年4月20日 全8頁

民法（成年後見等関係）等改正要綱案の概要

柔軟化と利用促進に向けた主要な変更点の解説

金融調査部 研究員 吉村 聡浩

[要約]

- 2026年2月12日、法制審議会は「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案」を採択し、成年後見制度の利用促進を目的とした改正法案の骨子を示した。
- 背景には、認知症および軽度認知障害（MCI）の人の増加と、それに伴う当事者の金融資産規模の拡大がある。
- 本稿では、要綱案の主な改正点である、「3類型の『補助』一元化」、「『特定補助』の新設」、「制度利用終了事由の拡大」の3点について解説する。
- 要綱案では、法定後見制度の柔軟化により、必要な目的・期間に限定した利用が可能とされ、負担軽減や他の支援制度・サービスとの連携強化を通じて、制度利用の促進が期待される。
- もっとも、短期利用や他制度・サービスとの併用が進めば、取引の安全性への配慮や事業者側のサービス運用の見直しは不可欠であり、本人の意思尊重の観点から、任意後見制度の活用も引き続き重要である。

1. はじめに

2026年2月12日、法制審議会は第204回総会において「[民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案](#)」（以下、要綱案）を採択した。要綱案を踏まえた改正法案は、現在開会中の第221回特別国会に提出された。

この要綱案は、成年後見制度の利用促進を主な目的とした改正法案の骨子を取りまとめたものである。本稿では、具体的な改正内容のうち、利用促進に関連して特に重要な3点「3類型の『補助』一元化」、「『特定補助』の新設」、「制度利用終了事由の拡大」に絞って解説する。

2. 改正の背景

法改正の検討が進められた背景の一つとして、認知症または軽度認知障害（以下、MCI）の人の増加が挙げられる¹。その人口規模は、2022年時点で約1,000万人とされており、2035年には約1,170万人まで増加すると推計されている²。また、認知症またはMCIの人が保有する金融資産残高も、2023年度末時点で約294兆円（家計金融資産全体の13.4%）に達し、2035年度末には約474兆円（同15.6%）まで増加する見通しである³。

こうした状況を踏まえ、認知機能が低下した個人（以下、本人）の意思決定を支援する仕組みとして重要な役割を担うのが**成年後見制度**である。制度利用にあたっては、本人の判断能力を考慮し、支援者とその権限の範囲を定める。支援者は、権限の範囲内で本人の財産管理や療養看護に関する事務を行うことになる。

成年後見制度は大きく二つに分類される。判断能力が低下した後に制度利用の申立てが行われる場合は**法定後見制度**が、判断能力低下前にあらかじめ支援者への委任内容を定めておく場合は**任意後見制度**が利用可能である。

成年後見制度はこうした異なるニーズへの対応が可能であるものの、その利用状況は芳しくない。推計される潜在需要は1,000万人を超えるにもかかわらず、2025年末時点の利用者数は約26万人⁴にとどまっている。その原因として、同制度が硬直的であり、利用者本人のニーズに合わないことが指摘される⁵。成年後見制度利用促進法に基づき2022年に開始された第二期成年後見制度利用促進基本計画を受け、この課題については第一期計画で明らかになった論点を踏まえて法制審議会の部会等で検討が進められ、法改正に向けた今回の要綱案が作成された。

3. 要綱案の概要

今回提示された要綱案は、利用者のニーズが異なっていること、あるいは個人の状況が変化することへの対応を重視し、従来の制度枠組みを大きく見直す内容となっている。

主な変更点については**図表1**に整理した。以下では、これらのうち特に重要と考えられる3点（太字部分）について解説する。

¹ 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室「[第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について](#)」（2022年3月25日閣議決定）

² 九州大学「[認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書](#)」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金）p.12

³ 長内智「[長寿化で増える認知症者の金融資産残高の将来推計](#)」（大和総研レポート、2024年12月20日）

⁴ 最高裁判所事務局家庭局「[成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－](#)」p.13

⁵ 商事法務研究会「[成年後見制度の在り方に関する研究会 報告書](#)」（2024年2月）p.100

図表 1 要綱案に示された変更点の整理

大分類	主な変更点
法定後見	3種類の「補助」一元化、「特定補助」の新設、制度利用終了事由の拡大、取消し可能な行為に「預金又は貯金の預入又は払戻しの請求」の追加、補助人の解任事由の拡大、本人の意向の尊重の明記、補助人の報酬に事務内容を考慮する旨の明記、補助人の家庭裁判所への報告義務の追加、死後事務の拡大
任意後見	契約変更の新設、任意後見の開始に係る監督人選任の柔軟化、監督人選任に係る本人の意向の考慮の明記、予備的な任意後見受任者の順位付けの見直し、法定後見との併存の許容、本人の意向の尊重の明記、契約の一部解除の許容
家事手続等	制度利用開始の審判に係る精神鑑定の対象縮小、陳述聴取の省略規定から身体上の理由の除外、補助事務審判中の一時的な補助人の職務停止（保全処分）

(出所) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会「[民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案](#)」、および関係法令をもとに大和総研作成

(i) 3種類の「補助」一元化（図表 2）

現行の法定後見制度では、本人の判断能力（事理弁識能力⁶）の程度に応じて、支援内容は三つの制度のいずれかから定められる。判断能力が不十分であれば「補助」、著しく不十分であれば「保佐」、判断能力を欠く常況があれば「後見」⁷が該当する。

各区分で本人が受けられる支援の内容は、支援者（それぞれ補助人、保佐人、後見人を指す。以下、同じ）が与えられる権限によって異なる。権限には、本人に代わって法律行為を行う代理権と、本人が支援者の同意なしに行った法律行為を取り消すことができる取消権、本人の財産を安全に管理し運用するための事実上および法律上の行為を行う財産管理権などがある⁸。

代理権と取消権の範囲が最も広く、本人の自己決定に対する制限が最も大きい制度が「後見」である。そのため、本人の自己決定権を尊重するという制度の趣旨から、一般に「後見」類型の適用には特に慎重な判断が求められる。しかし、成年後見制度の利用者約 26 万人のうち約 18 万人（69%）が後見、約 5.8 万人（22%）が次いで制限の大きい保佐を利用し、補助の利用者は約 1.8 万人（6.9%）にとどまっている⁹。

要綱案では、3類型を支援者の権限が本人のニーズに応じて柔軟に設定できる「補助」を軸に再編し、その適用範囲を事理弁識能力が不十分な者すべてに拡大する。これにより、本人のニーズに合わない過剰な制限の防止を目指している。

⁶ [法制審議会 民法（成年後見等関係）部会第 30 回会議 部会資料 30](#)では、事理弁識能力とは、「社会生活上、人が通常経験する事務のうち主要なものについて、その内容を理解し、考えられる解決の利害得失を検討して、態度を決定することができる可能性」という整理が示されている。

⁷ 厳密には「成年後見」と呼ばれる制度類型を、本稿では「後見」と呼ぶ。

⁸ このほか、取消権と関連する権限として、本人の法律行為にあらかじめ許可を与える同意権や、同意を得ないで本人がした法律行為を取り消さずに有効なものとして確定できる追認権がある。また、本人に対する意思表示を受領する権限も、「後見」および後述する「特定補助」を利用する場合には、支援者に付与される。

⁹ 前掲脚注 4 資料 p. 13

「後見」や「保佐」といった本人の判断能力に応じて一律に支援内容が決まる構造が柔軟化されることで、制度利用者本人と契約関係にある金融機関等の事業者にとっては、顧客によって支援者の権限が異なるという問題が生じうる。このため、改正が実現した場合には、事業者においても顧客の状況や支援者の権限の範囲を個別に確認・把握する必要性が高まることが、制度設計上の帰結として考えられる。

図表 2 法定後見制度 3 類型の見直しの概要

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度		
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている		
対象者の能力	不十分	著しく不十分	欠く常況
制度	補助		後見
支援を行う者	補助人		後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択		
見直し後の制度	適用範囲の拡大		廃止
対象者の能力	不十分		欠く常況
制度	補助		選択可
必要とする支援の内容	代理 特定の行為の代理	取消し 重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	取消しの特則 重要な財産上の行為の全部の取消し + それ以外の行為の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択		
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為

(出所) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会第32回会議（令和8年1月13日開催）「[法定後見制度見直しの案の概要](#)」より引用

(ii) 「特定補助」の新設

上記 (i) 「3 類型の『補助』への一元化」の実現によって「後見」類型は廃止されるものの、部会の議論では「判断能力を欠く常況」にある個人については、より強い保護の必要性が認められた。そこで新たに設けられる制度が「特定補助」であり、「後見」と同様に「判断能力を欠く常況」にある場合には利用可能となる。

ただし、支援者が有する権限は「後見」と比較して限定的になることが想定されている（図表3）。例えば、代理権については「後見」のように財産に関するほぼすべての法律行為¹⁰に及ぶものではなく、「補助」と同様に、個別に家庭裁判所の審判を経て妥当性が認められた特定

¹⁰ 利益相反行為については、後見監督人がいる場合には後見監督人が本人（被後見人等）を代表し、後見監督人がいない場合には、本人のために特別代理人を選任する必要がある。また、雇用契約のように、本人の行為を目的とする債務を負う契約を締結する場合には、本人の同意を得なければならない。

の法律行為に限定される。

図表 3 制度の比較：各制度の適用要件と、本人に対する支援者の権限

	「特定補助」（要綱案）	「後見」（現行）
要件	事理弁識能力を欠く常況	事理弁識能力を欠く常況
代理権	家庭裁判所が認める特定の法律行為	原則、財産に関する法律行為すべて（包括代理）（注1）
取消権	財産上の重要な行為（注2）	日常行為以外のすべての法律行為（注1）
財産管理権	代理権を付与された行為に加え、本人の財産に関する保存行為（注3）	事実行為としての財産管理に加え、財産に関する法律行為すべて（注1）
意思表示の受領権限	あり	あり

（注1）利益相反行為については、後見監督人がいない場合には、本人（被後見人等）のための特別代理人の選任が必要となり、後見監督人が特別代理人の承認を得る必要がある。また、雇用契約のような本人の行為を目的とする債務が生じる場合は、本人の同意を得る必要がある。

（注2）財産上の重要な行為には、預貯金の預入や払戻し、元本の領収や利用、借財、不動産に関する権利の得喪を目的とする行為、贈与などが含まれる。

（注3）保存行為とは、財産の現状を維持する行為を指す。具体的には、税の納付や家屋の修繕などが該当する。

（出所）法制審議会民法（成年後見等関係）部会「[民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案](#)」、および関係法令をもとに大和総研作成

(iii) 制度利用終了事由の拡大

現行制度では、制度利用の動機となった問題が解消し、本人や家族が制度利用は不要と判断した場合であっても、判断能力が回復しない限り制度の利用を終了できない点が課題とされてきた¹¹。

要綱案では、「補助」の終了事由として制度利用を継続する必要性¹²の消滅を明確に規定しており、さらに上記(i)「3種類の『補助』への一元化」の実現によって、この見直しは制度全体へ及ぶこととなる。

これにより、成年後見制度の利用が、必ずしも長期に継続されるものではなく、**一定の条件の下で終了し得る制度として位置づけ直される**¹³。実際、成年後見制度の利用動機には、預貯

¹¹ 商事法務研究会「[成年後見制度の在り方に関する研究会 報告書](#)」（2024年2月）pp. 62-66

¹² ここでいう必要性は、本人の権利や尊厳を確保するための支援の必要性と、その目的を実現するために他に適切な手段が存在しないことを意味する補充性の双方を含む。

¹³ 実態は不明だが、判断能力の回復によって制度の利用を終了していたケースも決して少なくは無かったと推測される。Takabatake et al. (2025) は、65歳以上のMCI患者102名の約3割が5年後には通常とされる水準まで認知能力が回復していたことを報告している。

金の管理や解約といった限定的な目的が含まれており¹⁴、必ずしも恒常的な支援を必要としないケースも想定される。

このような制度利用の在り方の変化は、金融機関等の事業者にとっても、成年後見制度の「利用開始」だけでなく「利用終了」を含めた対応が新たな論点となり得ることを示唆している。

4. 制度の柔軟化がもたらす利用促進と実務上の課題

本要綱案に基づく改正が成果をもたらすかは、現場における実際の運用に大きく左右される。本稿の最後に、法定後見制度の柔軟化が制度利用の促進に寄与する可能性について、金融機関等の事業者の対応と併せて検討する。

柔軟化による制度利用の促進（二つの阻害要因の軽減）

主要な改正点 (i) 「3 類型の『補助』への一元化」および (iii) 「制度利用終了事由の拡大」が実現すれば、本人の必要に応じて、目的と期間を限定した支援を受けることが可能になる。こうした法定後見制度の柔軟化によって、一定程度の利用促進が見込まれる。その根拠は、これまで法定後見制度の利用が伸び悩んできた以下の二つの要因が、軽減されることにある。

一つ目の要因として、支援の長期化に伴う負担の大きさが挙げられる。支援の開始は、本人の権利や意思決定の制限を伴うほか、専門職後見人等が就任し、本人が一定の財産を有する場合には年間 36～48 万円程度の報酬負担が目安として見込まれる¹⁵。また、現行制度は、支援開始当初の必要性が失われたとしても、判断能力が回復しない限り、支援は本人が死亡するまで継続する構造にある。そのため、こうした制限や負担が本人の意向に反して長期化する懸念が、制度利用を躊躇させる大きな要因となっていると考えられる。

具体的な場面として、認知症等で本人の判断能力が低下した状態に陥ることにより実質的に凍結された金融機関の口座等の取引を再開し、資産を利用できるようにするための最終手段として法定後見制度を利用するケースが想定される¹⁴。本要綱案に基づき改正が実現されれば、支援が長引くことにより不要な負担が生じるリスクを過度に配慮することなく、制度を利用することが可能となるだろう。

(参考) Takabatake, K., Ohara, T., Minohara, T., Nakazawa, T., Oishi, E., Furuta, Y., Sakata, S., Shibata, M., & Nakao, T. (2025). [Short-term and long-term reversion rates to normal cognition and their contributing factors among individuals with mild cognitive impairment in a Japanese community: the Hisayama study](#). BMC Geriatrics, 25, 1042.

¹⁴ 最高裁判所「[成年後見関係事件の概況—令和7年1月～12月—](#)」より、最も多い申し立ての動機は「預貯金等の管理・解約」で 93.4%に及んだ。

¹⁵ 東京家裁・東京家裁立川支部「[成年後見人等の報酬額のめやす](#)」より、前掲脚注 2, 3 の試算結果から 2035 年の認知機能低下高齢者一人当たり平均資産額は 474 兆円÷1.170 万人=4,000 万円程度と算出されたことから、管理財産額 1,000～5,000 万円を基準に数値を引用。

二つ目の要因として、他の支援制度・支援サービスとの連携・接続の難しさが挙げられる。現行では、法定後見制度の利用開始を契機として、それまで利用していた他の支援制度やサービスが打ち切られる場合がある¹⁶。しかし、改正により短期的な法定後見制度の利用（いわゆるスポット利用）が可能となれば、認知症発症時の急場を法定後見制度によって乗り切り、不要となった段階で従来の支援体制に戻るといった運用も想定しうる¹⁷。制度利用が柔軟化すれば、それだけ他の支援制度やサービスとの連携・接続が強化されることになるだろう。

具体例として、家族サポート証券口座や、各金融機関が独自に提供する事前の代理人指定サービス（いわゆる予約型代理人サービス等）については、**図表4**に示すような運用が想定される。同様の運用が可能な制度・サービスとしては、このほか、民事信託（家族信託）、財産管理委任契約などが挙げられる。

スポット利用・併用における実務上の留意点

もともと、法定後見制度を短期的に利用し、他の制度・サービスと併用する場合には、留意すべき点も存在する。補助の終了後に、制度利用中に行われた契約等の法律行為について本人が取消を主張する可能性や、継続的な取引の相手方が補助人の代理権が喪失したと知らずに代理権のない者と契約を結んでしまう（無権代理）恐れがある。

これらのリスクへの対策は、民法第112条（表見代理）や後見登記制度（登記事項証明書による期間の確認）といった相手方を保護する枠組みがすでに存在するため、要綱案においても特段講じられていない¹⁸。そのため、スポット利用終了後の紛争を予防するために、補助人においては、本人の意思形成過程、説明内容、利益衡量の考え方を記録として残しておくことが、事実上不可欠となる。また、契約の相手方となる事業者等においても、本人および補助人の行動や意向を、これまで以上に慎重に確認・記録する対応が求められる。想定される場面としては、金融商品取引のほか、相続に関する協議、不動産管理委任契約、医療・ケアに関する意思決定支援（ACP）などが挙げられる。

¹⁶ 金融機関が独自の約款により提供する家族支援型サービスの中には、本人について後見開始等があった場合に、サービスの利用停止又は終了を定めるものがある。たとえば、信託銀行の代理出金機能付商品や、日本証券業協会の「[家族サポート証券口座制度要綱](#)」では、本人に成年後見人等が選任された場合を終了事由としている。

¹⁷ なお、「後見」制度の利用者は後見制度支援信託および後見制度支援預貯金を活用することにより、本人（被後見人等）の財産管理を支援することも可能である。後見制度支援信託・後見制度支援預貯金は、被後見人本人の財産のうち日常的に使用しない資金を金融機関で管理し、後見人による不適切な払戻しや使い込みを防止しつつ、家庭裁判所の関与の下で財産の保護を図る仕組みである。これらは、「後見」制度の利用を前提とする点で、いわゆるスポット利用とは異なるメリット・デメリットを有し、利用場面に応じた検討が必要となる。

¹⁸ 法制審議会「[民法（成年後見等関係）部会第31回会議 部会資料31](#)」（pp. 32-34）では、通常は、取引の相手方が申立人からの取引状況に関する連絡を通じて補助人の代理権が消滅する可能性を認識することが想定されているほか、代理権取消しの審判に当たっては、家庭裁判所が補助人を通じて継続的な取引の状況を確認することとされている。こうした運用を前提として、同資料では、相手方保護のための特段の追加措置を直ちに要するものではないとの整理が示されている。

おわりに：事業者側に求められる役割

法定後見制度については、本人にとって制度利用の必要性が認められるにもかかわらず、利便性が十分に確保されていないことを理由に、利用開始に至らなかった事例が指摘されてきた。今回の要綱案に沿って法改正がなされ、法定後見制度の利用が適する場面が拡大すれば、制度の利用を通じて、本人の希望に沿った意思決定や資産の活用が、これまで以上に実現される可能性がある。そのためには、既存サービスについても、顧客ニーズの増加や変化を踏まえて運用を見直すなど、事業者側の対応が重要な役割を果たすことになる。

なお、改正点 (ii) により、判断能力を欠く常況の場合には本人の意思決定が大きく制限される制度類型が引き続き維持される点には留意が必要である。法改正によって柔軟な利用が可能になったとしても、本人の意向を尊重する観点からは、制度利用が必要となる以前の段階から、任意後見制度を活用して備えることが、なお望ましい対応といえる。

図表 4 改正後の後見制度と予約型代理人サービスの運用イメージ

【トラブル発生】認知症により、銀行／証券口座が凍結

STEP 1：法定後見制度の「スポット利用」を開始

- ・ 家庭裁判所が「一時的な」補助人を選任
- ・ 利用目的を「凍結解除」および「資金移動」（銀行口座）、「資産の払出し・移管」（証券口座）に限定

STEP 2：補助人による手続きと「資金移動」

- ・ 補助人が金融機関窓口で凍結を解除
- ・ 生活費や医療・介護費等の資金を家族が管理する本人名義口座へ移す

STEP 3：目的達成 = 法定後見制度の「利用終了」

- ・ 資金の移動・整理が完了したため、補助人はここで役目を終了
- ・ 以後は本人の意思決定は制限されず、専門職補助人への継続的な報酬負担も発生しない

STEP 4：予約型代理人サービスで「支援継続」

- ・ 以後は、家族が代理人として日常にお金を引き出し、資産管理や払出しを行う
- ・ 本人の生活費や医療費の支払いを家族だけでスムーズに行える

(出所) 大和総研作成